

議案第75号

瀬戸内市職員の給与に関する条例及び瀬戸内市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

今年度の人事院勧告に基づき、月例給の見直しに伴う給料表の改正、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正、通勤手当及び宿日直手当の改正を行うため。